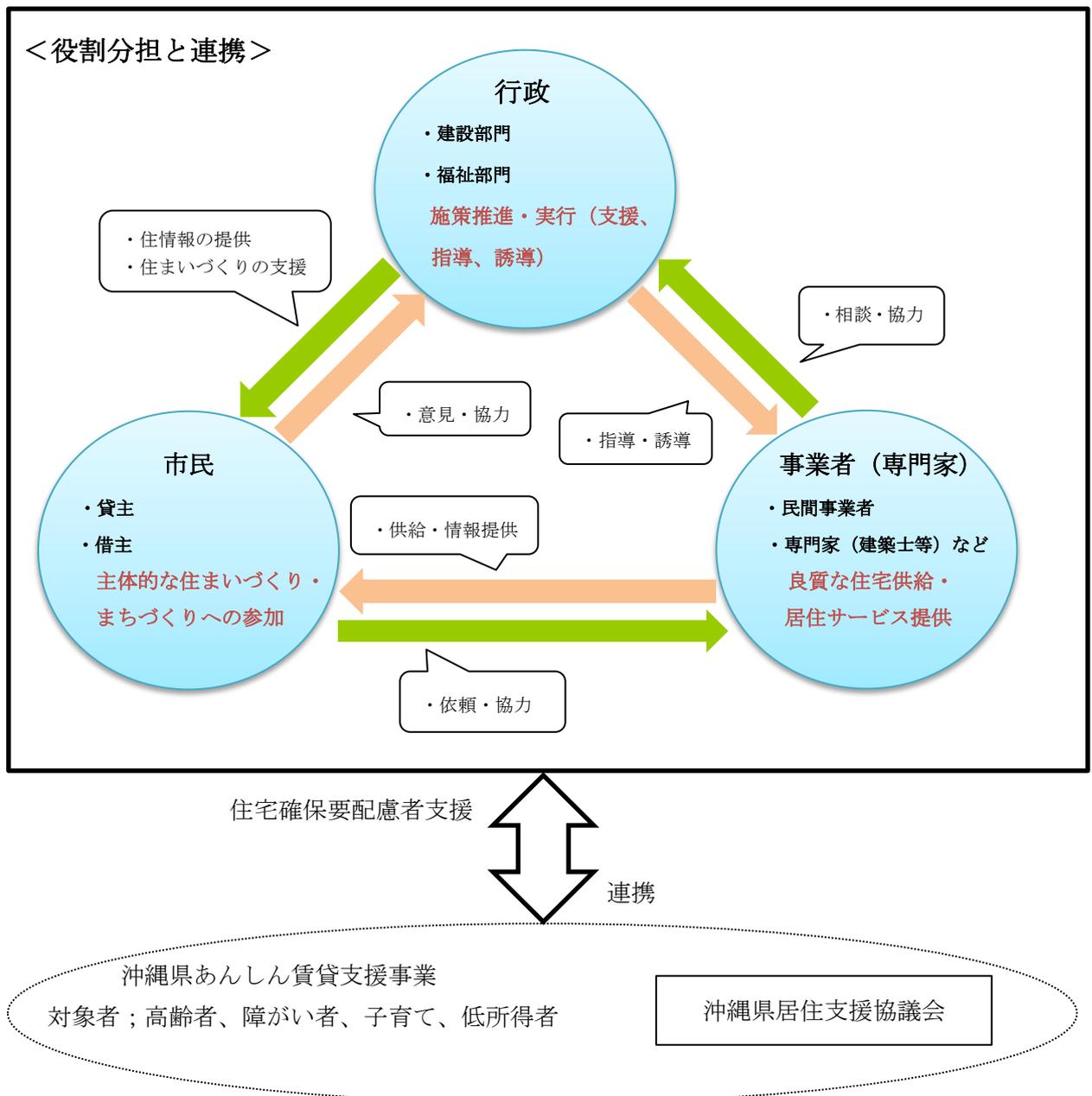


1. 体制づくり(庁内連絡推進体制から地域協議会への発展)

本計画で各種の施策と目標とする成果指標を掲げた。しかしそれらは市役所内部のみで実現できるものではなく、下図のような民間の組織、市民が相互に連携・協力をを行い、実現される。



それらの役割は以下のように整理される。

○行政の役割

市民、関係機関、市行政内部に対して糸満市住生活基本計画の周知を図るために、市ホームページや広報誌、メディア等を活用し幅広く周知及び広報を行う。

計画の着実な推進にあたっては、建設・都市計画分野だけでなく、庁内関係部課、農村、福祉、地域コミュニティーなどの幅広い分野と密接な連絡・調整が必要である。そのため、主管部である建設部を中心として、定期的に各種調整・情報交換を行い関連部と連携を図りながら、施策の展開に取り組む。

○事業者（専門家）の役割

住宅に関する満足度の向上を図るには、市民の要望を的確に捉える必要がある。そのため、事業者（専門家）の持つ行動力や技術的な知識等を有機的に活用し、市民に対し良質な住宅供給・居住サービス提供を推進していく役割を担う。

行政と協力・連携し、高齢者や子育て世帯を始めとする、住宅確保要配慮者及び貸主に対し、住宅情報提供を行う。また、多様化する福祉サービスのニーズを適切に対応し、関係機関との連携強化に努める。

○市民（貸主・借主）の役割

市民は、まちづくりの主体として住まいや住生活に対する意識を高め、地域の持つ自然環境や特性を活かし、居住環境の向上へ寄付する等、重要な役割を担う。

住宅や福祉に関する情報を収集するには、不動産や行政だけでなく、自治会をはじめとした地域の各種組織・団体との協力を努める。また、行政が推進する施策に関しての情報収集を行い、行政と事業者と協力し、より良いまちづくりの参加に努める。

以上のように行政や事業者（専門家）、市民が相互に連携・協力を行う必要がある。また、沖縄県全体で「あんしん賃貸支援事業」を支援する「沖縄県居住支援協議会」が設立された。その中で、糸満市においても糸満市住生活推進に向けての会議の場を設け、庁外組織との連携を図る必要があると思われる。

2. 多子世帯に関する住生活基本計画の連携と期待

本計画策定中に住生活基本計画（全国計画（平成 28 年））が策定、公表された。それを受けて沖縄県の計画が新たに策定されるものと予定される。沖縄県の検討の詳細は未だ不明であるが、全国版に従い新たな基軸が示されるものと考え。糸満市の計画も合わせて連携を図る必要があり、現時点では以下のように見通せる。

①全国計画の多子世帯に関する糸満市との関連事項

全国計画では八つの目標が示され、その第一の目標として以下のようなことが掲げられ、前回計画（全国計画（平成 23 年度））では無かった。

<抜粋>

目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
（基本的な施策）

(1) 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅（民間賃貸、公的賃貸、持家）に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援を実施

①民間賃貸住宅の子育て世帯向けにリフォームすることを促進すること等により、民間賃貸住宅を活用

②-----

③-----

(2) 世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世同居・近居の促進

(3) 住まいの近くへの子育て支援施設の立地誘導により、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備を促進

資料：住生活基本計画（全国計画（平成 28 年））

②多子世帯と地域コミュニティーへの全国計画から派生する新機軸への期待

今回の糸満市の計画で主要なテーマは過疎と多子世帯対策である。それは希薄になりがちな地域コミュニティーを再生するべく、住宅政策を検討することである。

きしくも全国計画で同様な方針が重要視され、今後、この目標に関連する新たな具体策が提示されるものと期待したい。それに合わせて、本計画の実現の方策も見直し、追加されることとする。

③ 県計画との連携

沖縄県住生活基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）では、施策の基本目標として「社会ニーズに対応した住まいづくり・まちづくり」を定めている。施策内容には、高齢者や多子世帯向けの住宅に関する事が以下のように掲げている。

<抜粋>

目標 3 社会ニーズに対応した住まいづくり・まちづくり

【施策の方向】 1. 高齢者世帯に対応した多様な住まいの確保

【具体的な施策】

- ① 高齢者に対応した住宅の整備促進
- ② 高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の普及
- ③ 高齢期に適した住まい方に関する意識啓発
- ④ 住宅施策と福祉施策の連携による高齢者支援体制の確立
- ⑤ 高齢者の持ち家資産の活用

【施策の方向】 2. ファミリー世帯・子育て世帯に適した住まいづくり

【具体的な施策】

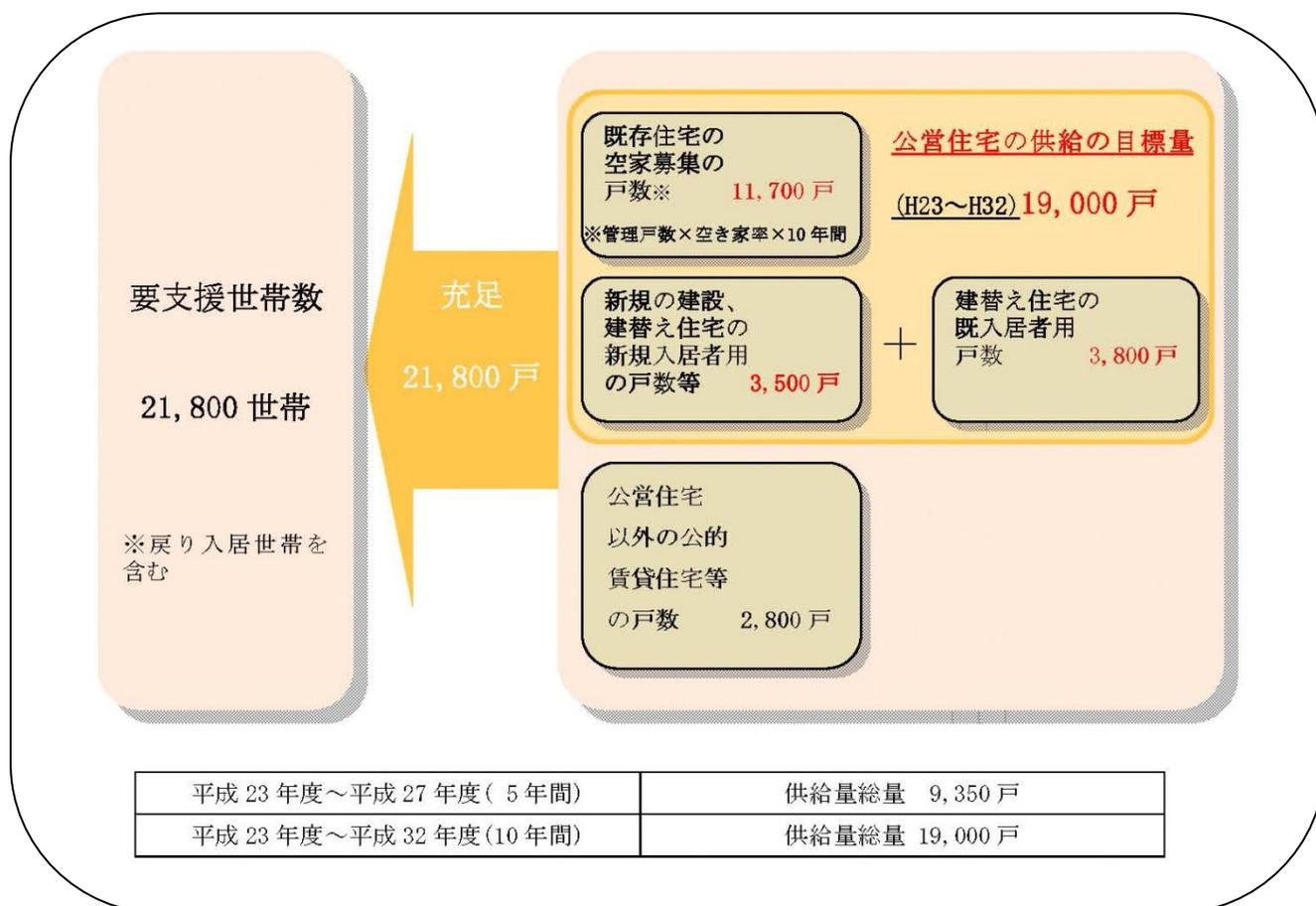
- ① 公営住宅への子育て世帯（多子世帯）の優先入居
- ② 公営住宅建替えに伴う子育て支援施設の一体的整備
- ③ 子育て世帯向けの住宅市場の活用化
- ④ 安心して子育てができるまちづくり

資料：沖縄県住生活基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）

3. 三和地区等の農村部に多子世帯対象の市営住宅の新設の検討

① 沖縄県住生活基本計画での公営住宅の供給目標量

「沖縄県住生活基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」での公営住宅の供給目標量は次図のように示され、後期の 5 か年（平成 28 年度～平成 32 年度）に約 9,650 戸と見込んでいる。それも多くを各地の市町村営住宅として見込んでいる。



資料：沖縄県住生活基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）

② 三和地区等の農村部に多子世帯対象の市営住宅の建設の促進

前節「2) 多子世帯に関する住生活基本計画の連携と期待」でも整理したように、新しい全国計画の目標でも若年世帯、子育て世帯への優遇策を掲げている。全国的な少子化は緊急の課題であり、糸満市でも例外ではない。その立地が求められる社会状況にあり、取り組むものとする。

